

令和5年第13回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年12月25日（月）第13回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田野井 要一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第5号を追加し、それに伴い議案書9ページの以降のページ数を1ページずつ繰り下げる修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時03分、第13回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

5番 高 村 秀 男 委員、 14番 小 平 敏 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買2件、贈与1件、使用貸借権設定1件、営農型太陽光発電設備への転用に伴う地上権設定が5件、合計9件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の件は、武子の●●さんから下武子の●●さんへ、田の使用貸借権設定の許可申請です。問題ありませんので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎黒川幸昭委員 2番、3番、4番、5番、6番の案件であります。南上野町の会社役員●●さんから宇都宮市の不動産業●●への区分地上権設定です。調査書のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いしたいと思います。

◎早乙女八重子委員 7番と8番は同じ下石川の案件になりますが、推進委員でもあります●●さんへの代替地としての売買になります。宅急便のヤマト運輸のところから東に道路を抜くための買収によるもので、問題ありませんのでご承認をよろしくをお願いいたします。

◎青木正好委員 9番の久野の件ですが、5戸で共有している1反歩強の面積の田ですが、●●さんという方が現在耕作していて、その方に残りの皆さんが増与することです。問題ありませんのでよろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。4ページをご覧ください。1番、久野における●●さん申請の農業用施設用地への転用については、東及び北を田、南を道路、西を宅地及び水路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、農業用施設などの地域の農業の振興に資する施設に該当します。なお本件は、許可申請前に農業用施設を増築していましたので、始末書付きとなっております。以上、4条転用1件となります。お手

元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎小平敏男委員 ただ今の許可申請についてですが、所在地は久野の田です。清州第1小学校から北西へ約600mのところ、申請人は●●さん、転用目的は農地用施設用地ということとあります。事務局から話がありましたが、農機具置き場の下屋が農地まではみ出して増築されている現状でしたので、始末書の提出ということで許可できるものと見てまいりました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎青木正好委員 1番、久野の件ですが、●●さん所有の農地ですけれども、12～3年前に農機具置き場を許可を取った上で建築したのですが、そこに入る道と農機具置場に下屋を出してトラクターなども置いてありまして、その部分を今回申請して始末書つきで転用するという事です。申請目的としては問題ありませんので始末書付きでよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。5ページをご覧ください。1番、下日向における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用については、北を田、東を道路、西を水路、南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。2番、下沢における●●申請の資材置場への転用については、東と南を畑、西と北を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。3番から次のページの7番までは、いずれも塩山町における、●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。今回に至る経緯をご説明します。3番の申請地は令和5年9月に申請され、9月の総会を経て許可をされましたが、10月に許可の取消願ひが出され、取り消しをいたしました。また4番から7番までの申請地は、令和5年10月に申請をされましたが、総会前に申請の取下げ願ひがあり、取下げをいたしました。取消及び取下げの理由については、本事業の一時転用許可期間が3年間であると、営農型太陽光発電を行うにあたり、経済産業省の定める一時転用許可期間10年間という条件が満たせないためでありま

した。その後、貸主である●●さんが令和5年12月に認定農業者の資格を取得し、営農型太陽光発電の転用期間を10年間とすることができるようになったため、今回申請にいたしました。では説明を続けます。3番から7番までは近隣地及び同事業のため一括して説明いたします。3番は、東と西及び北を水路、南を道路に囲まれた農地です。4番は、北と南を農地、西を道路、東を水路に囲まれた農地です。5番は、北と東を農地、南と西を道路に囲まれた農地です。6ページをご覧ください。6番は、北と西と南を農地、東と南を道路に囲まれた農地です。7番は、東と南を農地、北と西を道路に囲まれた農地です。これらは全て太陽光発電設備の下で榊を栽培する予定であります。また申請地は全て農振農用地に区分されますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和16年までの10年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられており、その後も同事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行う必要があります。8番、西沢町における、●●申請の資材置場への転用については、東と南を水路、西を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。9番、上石川における●●申請の資材置場への転用については、東を畑及び宅地、西を畑、南を道路、北を道路及び宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。10番、深程における●●申請の砂利採取及び表土堆積場への一時転用については、採取地の周囲は東を田、西を畑、南及び北を道路に囲まれた農地であり、表土堆積場周囲は東を水路、西を宅地、南を道路、北を田に囲まれた農地です。また申請地は、農振法上の農振農用地ですが一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用10件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた

◎小平敏男委員 12月15日金曜日に現地調査に行きまして参りました。事務局2名と、高村委員、小平で行って来ました。1番、下日向の畑で、南大芦コミュニティセンターから南へ約600mのところ。転用目的は一般住宅ということで、●●さんから●●さん、●●さんへの使用貸借権の設定です。特に問題無いと見てまいりました。2番、下沢の畑ですが、西小学校から北西へ約1.7kmのところ。転用目的は資材置場ということで、●●さんから●●への売買ということになります。特に問題無いと見てまいりました。3番から7番に関しては一括して説明をいたします。塩山町の田と畑ですが、場所は南押原コミュニティセンターから北へ約1kmのところ。東武日光線を挟んで西側と東側に位置しています。転用目的は営農型太陽光発電設備で一時転用ということになります。●●さんから●●への賃借権設定ということになります。特別問題無いと見てまいりました。

◎高村秀男委員 続きまして8番ですが、西沢町の●●さんから都賀町の●●への賃借権になりますけれども、資材置場ということでの申請ですが、何ら問題ございません。9番の上石川の件は、壬生町の●●さんから緑町の●●に対する売買で、場所は北犬飼コミュニティセン

ターから約1kmのところの道路沿いです。資材置場ということでの申請ですが、別に問題はありません。10番の深程の賃借権の件ですが、田からの砂利採取と表土の仮置き場ということでの申請でございますが、これも問題はないと見て参りました。以上でございます。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番、下日向の件は、上日向の●●さんから上殿町の●●さん、●●さんへの使用賃借権設定による一般住宅のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎高村秀男委員 2番の下沢の件でございますけれども、●●さんからの縦山町の●●に対する売買ですが、道路沿いで資材置場ということでの申請で、問題ありませんのでよろしくをお願いいたします。

◎黒川幸昭委員 3番、4番、5番、6番、7番の塩山町の件は、南上野町の会社役員、●●さんから宇都宮市の不動産業●●への賃借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用です。調査書のとおり問題はありませんので、ご承認をよろしくをお願いいたします。

◎奈良茂男委員 8番についてご説明申し上げます。西沢町の件は、西沢町の農業、●●さんから栃木市都賀町の土木工事業●●への賃借権設定による資材置場への転用です。譲渡人の●●さんには後継者がおらず、2～3年前までこの土地で米やさつまいもを栽培していましたが、高齢もありまして耕作を諦め、妹の嫁ぎ先である●●の資材置場として今回の申請となりました。現地調査員の方の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をよろしくお願いしたいと思います。

◎早乙女八重子委員 9番の上石川の件は、壬生町の●●さんから●●への売買です。この南側にも●●の倉庫がたくさんありますが、この場所も土置場として利用するという事です。問題ありませんのでよろしくをお願いいたします。

◎青木正好委員 10番、深程の件ですが、砂利採集による賃借権設定の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎竹澤靖委員 3番から7番についてお伺いしたいのですが、第3条のところを見ると面積があるにもかかわらず、400㎡の内の300㎡とか、500㎡の内の200㎡とかという使い方をしている。こういう使い方というのは何か意図があるんですか、それとも何もなくこういう申請の仕方をしただけなのか、その辺のことは聞いてますか。

◎事務局（田野井主査） 事務局から回答させていただきます。お配りした資料をご覧ください。営農型太陽光の申請の仕方になってしまうのですが、5条の方は支柱の面積ということで、この白丸の面積になるということは以前からも説明させていただきますが、先程の3条の区分地上権の面積というのはソーラーパネルがかかる面積になります。農地自体は全面的に使いますが、その内のソーラーパネルがかかるところだけ、パネルの間下の面積を計上しているということです。二階建て構造といますか、太陽光パネルがある地上2mから上は発電事業者の領域、下は榊を育てるための領域というふうに、区分けをするためのものが今回の3条の区分地上権設定になります。なお、農地はパネルの下だけを耕作すればよいのではなくて、この面積以外も普通に農作物を育てるという形になってます。農地自体は4月に●●さんが3条で取得したわけですが、その時には農地全体を使うということが要件でそのように申請をいただいています。営農型太陽光はこのような手続きになるということが国の事務手続きのマニュアルで示されています。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年12月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページから8ページをご覧ください。所有権移転が6件、18筆、22,849㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、3番及び4番の案件が柴田忠委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めた。

◎議長は、3番及び4番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、3番及び4番の承認について諮り、決定した。議長は、柴田忠委員の入室を促し、3番及び4番除く1番から6番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、3番及び4番除く1番から6番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第5号「農用地利用配分計画に係る意見について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を、再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には、配分計画に係る利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。本日追加配布いたしました議案書9ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が2件、6筆、5,448㎡となっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため、1番及び2番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時00分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年12月25日

議 長

署名委員

署名委員
